

食品安全委員会第573回会合議事録

1. 日時 平成27年8月18日（火） 14：00～15：17

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 1品目

亜塩素酸ナトリウム

(厚生労働省からの説明)

・農薬 4品目

[1] イミシアホス [2] サフルフェナシル

[3] チフルザミド [4] レピメクチン

(厚生労働省からの説明)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「アルベンダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「CYS-No. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「テトラコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フェンヘキサミド」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ベンゾフェナップ」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「フルニキシメグルミン」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「フロルフェニコール」に係る食品健康影響評価について

(5) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- (6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年7月分）について
- (7) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 「亜塩素酸ナトリウム」の規格基準の改正に関する食品健康影響評価について

資料1-3 「イミシアホス」「サフルフェナシル」「チフルザミド」及び「レピメクチン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<アルベンダゾール>

資料3-1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<CYSNo. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩>

資料3-2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種>

資料4-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<テトラコナゾール>

資料4-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<トリフロキシストロビン>

資料4-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フェンヘキサミド>

資料4-4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ベンゾフェナップ>

資料4-5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルニキシム>

- 資料 4－6 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フロ
ルフェニコール>
- 資料 5 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果
について<フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分
とする牛の注射剤（レスフロー）>
- 資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年7月分）について

6. 議事内容

○佐藤委員長 少し早いようですけれども、ただ今から第573回「食品安全委員会」会合を
開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第573回会合）議事次第」に従いまし
て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は14点ござい
ます。

資料 1－1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料 1－2 及び資料 1－3。

資料 2 が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料 3－1 及び資料 3－2 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果につい
て」。

資料 4－1 から資料 4－4 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4－5 及び資料 4－6 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果
について」。

資料 5 が「動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果につ
いて」。

資料 6 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年7月分）について」で
ございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基
づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から8月11日付で添加物1品目、8月4日付で農薬4品目について食品健康影響評価の要請がありました。

まず、添加物1品目について、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願いいたします。

○山本基準審査課長 厚生労働省基準審査課の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、添加物につきまして、資料1-2に沿いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

案件は「亜塩素酸ナトリウム」についてでございます。

「亜塩素酸ナトリウム」の規格基準の改正につきましては、実は、平成25年3月に一度、食品安全委員会に健康影響評価をお願いし、その結果を平成25年3月に通知いただいております。その結果を受けまして、私ども厚生労働省におきまして、規格基準設定の手続を当時進めておったところでございますが、平成25年6月から7月にパブコメを実施いたしましたところ、私どもが審議会で報告書等を審議した際の亜塩素酸水の資料に記載のありました有効性のデータの引用が適切ではないのではないかという御意見が寄せられました。それを踏まえまして、厚生労働省で検討を行ったところ、確かにパブコメでの御意見のとおり、有効性のデータの引用などについて不適切な部分があったので、当時、添加物部会

で内容が了承されていたのですが、一旦その了承を取り消しまして、改めて要請者の方にデータを整理していただき、そして、それに基づいた規格基準を再検討いただきたいというような指示をいたしておりました。このような経緯が本件はございます。

その上で、今般、要請者の方から、データを整理した上で、そのデータに基づきます規格基準の変更された案が提示されました。さらに、そのデータ整理をさせていただいている過程で亜塩素酸ナトリウムの処理による残留試験を要請者の方で実施していただいたところ、分解生成物でございます塩素酸イオンの残留が確認されたということが要請者の方から報告されまして、新たに塩素酸イオンに関します体内動態、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、それから残留性に係る試験成績など、そして、さらに一日摂取量の推計に関する資料等が提出されましたので、それら新たに提出されましたデータも含めまして、今回、改めて食品安全委員会において食品健康影響評価をお願いしたいということで依頼するものでございます。

経緯が今、申し上げたとおりでございます。平成25年当時から、どう使用基準（案）が変わっているかということを中心に、もう一度、当時と重複するところがございますが、亜塩素酸ナトリウムについて御説明をさせていただきたいと思っております。

亜塩素酸ナトリウム、用途は漂白剤や殺菌料でございます。

使用基準（案）につきましては、裏面に告示の使用基準（案）が書いておりますが、分かりづらいので、1ページ後ろの横表で、現在の告示案と2年前の評価依頼をさせていただいたときの改正案、そして今回改めて整理した上で提出させていただく使用基準（案）、3つを比較した表をご覧いただきたいと思っております。

2年前には食肉製品のほかに鮮魚介類や、現行には入っていない果実類あるいは野菜類など、全般的に使用できる食品をふやすといった内容で使用基準を考えておりましたが、一番右側、今回、具体的なデータを整理していただいた上で要請者の方から提示があったものが、ご覧のとおり、食肉製品に限っての使用基準改正となっております。

さらに、使用量の最大限度あるいはpHといった規定が追加をされております。

また、残存基準についても、条件について追加になっております。

現行と今回の案を比べていただきますと、すなわち食肉製品のみ使用条件等を追記の上、使用を拡大するといった案になっております。

1枚目に戻っていただきまして、亜塩素酸ナトリウムの海外における使用状況でございますが、アメリカでは、牛肉、家きん肉、野菜、果実等に、酸性化した亜塩素酸ナトリウムの使用が認められているということでございまして、加えて、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等でも、同様の酸性化した亜塩素酸ナトリウムの使用が認められているところでございます。

成分概要といたしまして、日本では古くから食品添加物に指定されておまして、現在のところ、ここに記載します、また先ほど3枚目に3つの比較表として見ていただきましたとおり、野菜等、果実等に使用が認められているものでございます。

こういった経緯を持つ品目でございますが、改めて食品安全委員会の評価結果をいただいた後は、薬食審において食品添加物としての規格基準の改正について検討をしていくところでございます。

亜塩素酸ナトリウムについては以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

では、村田委員、どうぞ。

○村田委員 最後の別添の食肉類のところ、使用基準みたいなものを書いてありますけれども、「0.5～1.2 g/kg」ですか。下限がある理由みたいなのがあったら教えていただけますでしょうか。

○山本基準審査課長 ここは要請者の方がアメリカなどで食品添加物として認められている濃度設定がこういう形でございますので、要請者からこういった形で今回日本に対しても寄せられております。いわゆる有効性が確認できている範囲を使用基準として持っているということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ただ今、厚生労働省から御説明いただいた添加物1品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき、意見を求められた場合の取り扱いについての適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、本品目に関して試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の山添委員から、先ほどの厚生労働省からの説明並びに今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いできますか。

○山添委員 分かりました。

添加物「亜塩素酸ナトリウム」については、分解物である塩素酸イオンに関する体内動態、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性等の安全性及び残留性にかかわる試験成績等が追加されております。現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられますので、添加物専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 ただ今の山添委員からの御説明によれば、添加物「亜塩素酸ナトリウム」については、添加物専門調査会で調査審議するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続いて、農薬4品目ですけれども、これは引き続き山本基準審査課長から説明をお願いいたします。

○山本基準審査課長 それでは、続いてよろしくお願ひいたします。

資料1-3に沿って御説明申し上げます。

4品目でございます。1つずつ御説明をさせていただきたいと思いますが、1枚おめくりいただきまして、1剤目「イミシアホス」でございます。

本品目は農薬取締法に基づきまして適用拡大が申請されております。

用途といたしましては、殺虫剤でございます。先ほど申し上げましたように、国内で農薬登録がなされており、今回、新たにきゅうり、ピーマン、すいか等への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価の実績はなし、国際基準もなし、また諸外国、主要5カ国においても基準設定はされておられません。

食品安全委員会におきまして何度か御評価いただいております。直近、平成24年の評価結果では、ADIが0.0005 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、2剤目「サフルフェナシル」でございます。

本品目につきましては、インポートトレランス申請が寄せられております。

用途といたしましては、除草剤でございます。

日本における農薬登録はなされておられません。

国際機関等での評価状況でございますが、JMPRではADIが0.05 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされております。

国際基準におきましては、穀類、とうもろこし、なたね、畜産物等に基準が設定されており、諸外国におきまして、ここに記載しますような穀類、豆類、畜産物等に基準が設定されております。

今回のインポートトレランス申請では、米国の大麦やさとうきびあるいは畜産物等といった基準を踏まえての基準設定を要請してきております。

食品安全員会でこれも御評価をいただいております。直近、平成24年6月の評価結果では、ADIが0.009 mg/kg 体重/日とされております。

続いて、3剤目を御説明させていただきます。「チフルザミド」でございます。

本品目は、農薬取締法に基づきます適用拡大申請が提出されております。用途といたしましては、殺菌剤でございまして、現在、国内では稲に適用を認められております。

今回、適用拡大申請では、ばれいしょ、てんさい等への使用拡大を申請しているとのことでございます。

国際機関等での評価状況でございますが、JMPRでは毒性評価の実績はなし、国際基準の設定もされておられません。諸外国におきましても主要5カ国での基準設定はございません。

食品安全委員会では平成24年10月に御評価いただいた結果をいただいております。その中ではADIが0.014 mg/kg 体重/dayとされております。

最後の品目「レピメクチン」でございます。

本品目は、やはり農薬取締法に基づきます適用拡大申請が提出されております。

用途といたしましては殺虫剤でございまして、現在トマト、なす等への適用が認められておりますが、今回、すいかやたまねぎなどの作物への使用の適用拡大を申請しております。

国際機関等での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価はございません。国際基準も設定されておらず、諸外国、主要5カ国においても基準は設定されておられません。

食品安全委員会では何度かこの品目も御評価いただいております。直近の平成26年の評価結果ではADIが0.02 mg/kg 体重/dayとなっております。

一番最後のページでございますが、今回の4品目、全て過去に何度か評価依頼させていただいております。2回目以降として追加データが提出されております。それぞれ作物残留試験あるいは家畜残留試験も加えて追加データが提出されております。

以上、よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

特にございませんか。ただ今、厚生労働省から説明いただいた農薬4品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年11月8日付の委員会決定、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき、意見を求められた場合の取り扱いについての適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、これら4品目に関して試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明並びに今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。

イミシアホス、チフルザミド及びレピメクチンの3品目につきましては、作物残留試験

の結果のみが、サフルフェナシルにつきましては家畜残留試験及び作物残留試験が試験成績として追加されていますが、いずれも既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

しかし、農薬専門調査会におきましては急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 ただ今の御説明によれば、今回、評価要請のあった農薬4品目については、急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

山本課長、どうもありがとうございました。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 動物用医薬品「アルベンダゾール」について、資料2の5ページの要約に沿って説明をさせていただきます。

アルベンダゾールは、ベンズイミダゾール系の寄生虫駆除剤です。今般、JECFA、EMEA評価書等を用いてアルベンダゾールの食品健康影響評価を行いました。各種遺伝毒性試験においてアルベンダゾールは複数の試験で陽性を示しましたが、DNA損傷に基づくものではなく、アルベンダゾールがチューブリンと結合し、微小管の重合を阻害することによる異数性誘発に基づくものであり、アルベンダゾールの遺伝毒性には閾値が設定できると考えられました。したがって、アルベンダゾールは、動物用医薬品として適切に使用される限り、生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられました。また、マウス及びラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験において、発がん性は見られなかったことから、アルベンダゾールは、遺伝毒性発がん物質ではなく、一日摂取許容量(ADI)の設定が可能であると判断されております。

各種毒性試験で得られたLOELを検討した結果、イヌを用いた6か月間亜急性毒性試験並びにラット及びウサギを用いた発生毒性試験のNOEL 5 mg/kg 体重/日を本剤のNOELとしました。

また、遺伝毒性試験において異数性誘発性が認められていること、発生毒性試験においてNOELの2倍投与量で催奇形性が認められていること、一方で、代謝物C、すなわちアルベンダゾールスルホキシドがアルベンダゾールの催奇形性に寄与することが示唆されているが、ヒトではラットやウサギよりも血漿中の代謝物C、すなわちスルホキシドの濃度は上がりにくいと考えられることを考慮して、NOEL 5 mg/kg 体重/日に安全係数として5を追加した500を適用し、ADIを0.01 mg/kg 体重/日と設定しております。

また、アルベンダゾールの代謝物であるアルベンダゾールスルホキシドを主成分とする動物用医薬品が海外で使用されているため、その影響を考慮し、アルベンダゾール及びアルベンダゾールスルホキシドのグループADIを設定することが適当であると付記しております。

詳しくは事務局より御説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 では、引き続きまして、資料に基づいて補足の御説明をいたします。

続いて、6ページをお願いいたします。

「7. 使用目的及び使用状況」でございますが、アルベンダゾールは、ベンズイミダゾール系の駆虫剤で、線虫の細胞中のチューブリンに結合することにより、駆虫効果を示します。日本においては、ヒト用医薬品として承認されております。また、海外ではアルベンダゾールのほかに代謝物であるアルベンダゾールスルホキシドを主剤とする動物用医薬品も使用されております。今般、厚生労働省よりポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値の見直しに係る評価要請があったものでございます。

8ページから「II. 安全性に係る知見の概要」でございます。

まず、薬物動態試験を(1)から以下(8)までまとめております。

8ページ、図1として推定される代謝経路を示しております。ラット、牛、羊では、アルベンダゾールはCからA、Iといった経路を中心として代謝されております。

また、9ページの上にアルベンダゾールから代謝物C、CからAの代謝に関する酵素系の知見をまとめております。

同じく9ページの(3)にラットの試験をまとめておりますが、標識アルベンダゾールの単回経口投与後、72時間の尿から投与放射活性の31%が回収されております。

10ページの2行目からでございますが、2種類の代謝物を同用量投与した場合でも、これら代謝物は尿中から排出され、アルベンダゾール投与で見られた尿中代謝物と定性的に同じであったとされております。

次の第2段落になりますが、単回強制経口投与では、血漿中にアルベンダゾールはほとんど見られず、代謝物Cが見られるということ。

第3段落では、10日間反復投与で血漿中の代謝物Cの濃度が低く、代謝物Aの濃度が高くなるといった報告もされております。

16ページから残留試験でございます。

まず、牛に関して17ページの表6をご覧ください。

投与1日後では代謝物Aの濃度が高くなっておりますが、その後、代謝物Iのみが5日後まで残留しております。

また、次の18ページの表8に乳汁中の残留についてまとめておりますが、投与24時間後では代謝物Aの濃度が高く、組織中と同じようにIが投与72時間後まで検出されております。

その下に(3)羊における残留試験をまとめております。

20ページの表11、21ページの表12、表13にございますように、羊におきましては牛での試験結果と比べて代謝物Aの濃度がそれほど高くなり、代謝物Iが最終的に残留する傾向が見られております。

25ページをお願いいたします。「3. 遺伝毒性試験」でございます。

アルベンダゾールの結果を表17に、代謝物の結果を表18にまとめております。

幾つかの試験におきまして陽性となっておりますが、26ページの一番下の行から記載のとおり、アルベンダゾールを含むベンズイミダゾール系化合物はチューブリンと結合し、微小管の重合を阻害することが報告されていることから、動物用医薬品専門調査会は、上記の陽性結果はDNA損傷に基づくものではなく、タンパク質(チューブリン)を標的とする異数性誘発によるものであり、アルベンダゾールの遺伝毒性には閾値が設定できると判断しました。また、アルベンダゾールは、動物用医薬品として適切に使用される限り、生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられました。

代謝物Cであるアルベンダゾールスルホキシドにつきましても同様というように考えられました。

28ページから「5. 亜急性毒性試験」です。

31ページの(7)イヌを用いた6か月亜急性毒性試験がADIの設定根拠となるNOAELが得られた試験の1つとなりますが、NOAELを5 mg/kg 体重/日と設定しております。

32ページ「6. 慢性毒性及び発がん性試験」としまして、マウス及びラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験についてまとめております。いずれも発がん性は見られておりません。

35ページから「7. 生殖発生毒性試験」がございます。

(1)の3世代繁殖試験において、最高用量11.6 mg/kg 体重/日で親の繁殖能への影響は見られず、また、児動物に対するNOAELとして5.8 mg/kg 体重/日が得られております。

同じページの(2)のラットの試験では、NOAELは1 mg/kg 体重/日でしたが、LOAELは10 mg/kg 体重/日と公比が大きな試験となっております。

37ページの(5)のラットの発生毒性、39ページ(8)ウサギを用いた発生毒性試験がございます。これらにおきまして、10 mg/kg 体重/日以上以上の投与群で催奇形性が認められており、NOAEL 5 mg/kg 体重/日 が得られております。先ほどのイヌを用いた6か月間亜急性毒性試験と同じNOAELで5 mg/kg 体重/日を本剤のNOAELとすることが適当と判断されております。

41ページから「8. その他の試験」をまとめております。

42ページの(4)にアルベンダゾール及び代謝物Cに対する薬物代謝酵素の影響と毒性の発現について記載しております。

①で代謝物C、すなわちアルベンダゾールスルホキシドがアルベンダゾールの催奇形性に寄与すること。

また、次の②でアルベンダゾール投与後の血漿中の代謝物Cの濃度は43ページの表27のとおり、ラットやウサギよりもヒトでは上がっておらず、このことがヒトにおける知見で妊娠女性に副作用が見られなかったことと関係してくると考えられた旨を記載しております。

最後、45ページから食品健康影響評価がございますが、結論は先ほど山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

今の最後の催奇形性の表ですけれども、42ページの下から2行目には「表29」と書いてあるのですが、43ページは表27で。

○鋤柄評価第二課長 大変申し訳ございません。これは「表27」の間違いでございます。

○佐藤委員長 7が正しいのですね。

○鋤柄評価第二課長 はい。修正いたします。

○佐藤委員長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本2件につきましては、専門調査会から意見・情報募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 まず「CYS-No. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩」について、資料3-1の2ページをお開けいただけますでしょうか。2ページの要約に沿って御説明をいたします。

本添加物は、L-システインの生産性を高めるために、*Pantoea ananatis* No. 359株由来の突然変異株を宿主として、L-システイン生合成に関与する遺伝子の導入、プロモーター配列の改変及びL-システイン整合性に関与する遺伝子の欠失を加えて作製したCYS-No. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩です。

本添加物は、食品添加物公定書の含量規格を満たしています。また、従来から生産されているL-システイン塩酸塩と比較して既存の非有効成分の含有量が安全性上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

したがって、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性の考え方にに基づき、安全性が確認されたと判断しました。

1つずつ行きますか。それとも、次に行ってよろしいですか。

○佐藤委員長 次もよろしく申し上げます。

○山添委員 それでは、次に、除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種について、資料3-2の4ページの要約をお開けいただけますでしょうか。

本品種は、除草剤耐性の形質が付与された系統と低リグニン含量の形質が付与された系統を親系統として、従来の手法で掛け合わせて得られた品種です。なお、本品種の親系統については、安全性評価が終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断されています。

本品種は、挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系が改変され、特定の栄養成分を高めた形質が付与されるものと、除草剤耐性の形質が付与されるものとを掛け合わせた品種

であることから「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性の考え方」においては、安全性の確認を必要とするものに該当します。そのため「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

詳細につきましては、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

まず、資料3-1の方の添加物でございます。評価書の方は3ページと打っておりますところをお開きいただきますと、概要がございます。

概要につきましては、今、御説明のあったとおりでございます。L-システイン塩酸塩は、用途は酸化防止剤などということになってございます。

このL-システイン塩酸塩については、食品添加物として指定済みでございまして、成分規格が定められているものでございます。

「Ⅱ．食品健康影響評価」をご覧くださいますと、1のところに、本添加物は、高度に精製され、食品添加物公定書の含量規格を満たすものである旨が記載されております。

また、2にございますようにタンパク質につきましては検出限界未満でございまして、従来品に存在しない不純物は検出されなかったということございまして、従来品に存在する不純物としましては、L-シスチンが検出されましたけれども、L-シスチンは既存添加物でございまして、使用基準が定められていないものということでございます。

これらのことを総合しまして、先ほどのような評価がされておりますけれども、評価の内容につきましては、先ほど御説明があったとおりでございます。

次に、3-2をお願いいたします。掛け合わせのアルファルファでございます。

こちらも概要が5ページにございますので、ご覧ください。

先ほど御説明のあった部分が多いので、このあたりは割愛させていただきますが、先ほど御説明がございましたとおり、このものについては「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」におきまして安全性評価の確認を必要とするものに該当するということでございます。このIの中のなお書きの最後のパラグラフをご覧くださいますと記載がございましたように「遺伝子組換え植物の安全性評価基準」で確認すべき事項として記載されております、例えば「ベクターに関する事項」などございますけれども、安全性に関する知見につきましては、親系統であるJ101とKK179の安全性評価の際に得られているということございまして、掛け合わせ系統の評価に当たっては、掛け合わせによって新たに生じる有害成分の増大などのリスクと栄養成分などの変化を主要な評価項目として安全性を評価することが妥当とされております。

その下の5ページから食品健康影響評価がございまして、先ほど「第1．安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質及び組換え体との相違に関する事項」の項目の7ページに6という項目がございまして「安全性評価において検討が必要とされる相違点

に関する事項」という項目がございます。

この掛け合わせ系統につきましては、改変 *cp4 epsps* 遺伝子の導入によりましてグリホサート耐性が付与されるタンパク質を発現するということと、*CCOMT* 遺伝子断片を導入することで、RNAiが誘導されまして、結果としてリグニン含量が減少するということが宿主と違うということございまして、このことを踏まえまして、以上というところがございますように、既存のアルファルファとの比較が可能であるというように判断されております。

少し飛びまして12ページには「第6. 組換え体に関する事項」がございますけれども、この項目の13ページのところに「6. 遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響に関する事項」がございます。代謝経路への影響につきましては、この掛け合わせ品種におきまして導入されたいずれの形質も作用機作は独立しているということで、互いに影響し合わないと考えられるとされております。

その下に「7. 宿主との差異に関する事項」がございまして、この掛け合わせ系統のアルファルファと対照品種である非組換えのアルファルファのそれぞれ地上部とスプラウトにつきまして、ここがございます主要構成成分、アミノ酸組成、ミネラル類、二次代謝産物、有害生理活性物質が分析されております。また、スプラウトにつきましては、ビタミンの分析も行われているということございしますが、その結果としまして、掛け合わせ系統における総リグニン含量は、意図したとおり減少していたということございまして、そのほかには特に問題となるような変動は認められなかったということございまして、

以上を踏まえまして、15ページに食品健康影響評価の結果がございますけれども、内容につきましては、先ほど山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

以上の遺伝子組換え食品添加物1件及び遺伝子組換え食品1件の評価につきましては、よろしければ明日から9月17日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきまして、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬4品目、動物用医薬品2品目に関する食品健康影響についてです。

まず、農薬4品目に関する食品健康影響評価ですが、本件につきましては専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 まず、農薬4品目につきまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果につきまして、御報告したいと思います。

資料につきましては、お手元の資料4-1から4-4、4種類ございますので、まとめて通して説明させていただきたいと思います。

いずれの品目も本年6月30日の第567回本委員会にて農薬専門調査会での審議結果について御説明させていただき、その後、7月1日から7月30日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

まず、資料4-1「テトラコナゾール」になります。

国民からの意見・情報の募集の結果を御報告する前に経緯を少しおさらいさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、審議の経緯ということでございまして、さかのぼれば2008年7月に要請事項説明を受けまして、その後、評価の審議を行っている最中にも適用拡大等が行われ、本年4月、評価第三部会において審議結果を取りまとめ、その後、本委員会に報告したという流れのものでございます。

その結果に関しましては、データに基づいた評価結果のまとめとして、食品健康影響評価のページがございませぬけれども、こちらは55ページから56ページにかけて記載がございませぬ。具体的には56ページのところになります。暴露評価対象物質をテトラコナゾール（親化合物のみ）という形で設定した上で、ADIあるいはARfDにつきまして、56ページ記載のとおり設定を行ったというものになります。

この剤に関しまして国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、この資料4-1の最後の1枚の紙のところ、後ろから戻っていただき、めくっていただいで参考という形で右上に付しているページになります。期間中寄せられました意見・情報は、この剤につきましてはございませぬでした。

次に資料4-2をお願いいたします。「トリフロキシストロビン」でございます。

本剤につきましても経緯を少し御紹介いたしますと、3ページ、4ページのところをお開きいただきたいと思ひます。

この剤に関しましては、今回、第3版ということで審議を行ったものになります。経緯といたしましては、かんきつに関する適用拡大とベリー類果実等に関するインポートトランス設定の要請を受けた形になってございませぬ。

そして、評価第四部会での審議を行った後、本委員会にて報告をさせていただき、国民か

らの意見・情報の募集を行ったものになります。

結果につきましては、食品健康影響評価のページになりますが、38ページから39ページにかけて記述がございます。

39ページのところを見ていただきますと、ADIに関しましてはご覧のとおり値、そして、ARFDに関しましては単回経口投与等による毒性影響が認められなかったということで、設定する必要はないという形になってございます。

本剤に関します国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、先ほどの剤と同様、この資料4-2の最後のページを1枚後ろからめくっていただいたところになります。本剤に関しましても、期間中寄せられました意見・情報はございませんでした。

次に資料4-3を御用意ください。「フェンヘキサミド」についてでございます。

本剤の経緯は3ページ、4ページのところに記載がございます。

本剤、今回は第2版ということでの審議になりましたけれども、りんごに対する適用拡大ということを受けた形での評価になりまして、評価第三部会、幹事会を経て本委員会にて報告した後、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

結果としての食品健康影響評価に関しましては、34ページと35ページのところに記載がございます。ADIは34ページの下から次のページにかけて記述がございますので、ご覧いただければと思います。一方、急性参照用量に関しましては、幾つか単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響は見受けられましたが、いずれもカットオフ値500 mg/kg 体重/日以上であったということをもって、急性参照用量を設定する必要はないと判断されております。

これに関しまして、国民からの意見・募集の結果は、最後の紙をめくっていただいたところがございます。この剤に関しましても、期間中に寄せられた意見・情報はございませんでした。

なお、この剤に関しまして、国民からの意見・情報の募集を行った際の資料には誤植はございませんでしたけれども、本日お配りしています資料には1点誤植がございますので、この場をもちまして訂正させていただき、お詫びをさせていただきたいと思っております。

資料を戻っていただいて、10ページのところになります。下の方から見ていただきますと、「b. 吸収率」というところの項目になりますが、その書き出しのところ6文字ほど変な文字がございますので、そこをこの場で訂正させていただきます。正確には「胆汁中排泄試験」という表現になりますので、「験」の字は生かしていただいて、その手前の6文字を「胆汁中排泄試」という文字に置きかえさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、国民からの意見・情報の募集を行った際には、この部分はきちんと「胆汁中排泄試験」となっておりますので、本日配付資料の誤りということで御理解いただければと思います。

最後、4つ目の剤になります。「ベンゾフェナップ」です。

こちらの審議の経過は3ページのところになります。本剤は初版ということになります

が、2010年9月に要請事項説明を受けた後、評価第一部会を中心に議論を行いまして、本委員会にて報告を行った後、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

こちらの結果に関しましては、食品健康影響評価としてまとめたページが30ページ、31ページでございます。ADIにつきましては、ページをまたがっておりますが、30、31ページのところでの記載のとおりでございます。ARfDに関しましては、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったということをもちまして、設定必要なしという判断がなされているものになります。

この剤に関します国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、同様に、後ろから1枚めくっていただいたところになります。本剤につきましても、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

国民からの意見・情報の募集の結果は以上でございます。したがいまして、いずれの剤に関しましても、評価内容につき、先ほどの誤記の部分を除きまして、内容に変更なくリスク管理機関にお返ししたいと考えている案件でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちテトラコナゾールの一日摂取許容量を0.004 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。

トリフロキシストロピンの一日摂取許容量を0.05 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要はないと判断した。

フェンヘキサミドの一日摂取許容量を0.17 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要はないと判断した。

ベンゾフェナップの一日摂取許容量を0.002 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要はないと判断した。

ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品2品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 資料4-5をお願いいたします。「フルニキシシ」でございます。

まず、3ページ、審議の経緯をお願いいたします。

フルニキシシは、第3版が2013年5月に評価結果をまとめられておりますけれども、4ページにまいりまして、後ほど御説明します新しい製剤が承認申請されたことに伴いまして、このたび第4版として評価を行ったものでございます。

資料の8ページをお願いします。

「7. 開発の経緯及び使用状況等」でございます。

フルニキシシは非ステロイド性抗炎症薬で、多くの例では可溶化のためにメグルミン塩の形態で製剤化されています。国内及び海外で本剤を主成分とする動物用医薬品の承認がでございます。

今回の評価要請に伴いまして、新たに牛の薬物動態試験が追加されております。具体的には14ページから始まる「(7) 薬物動態試験(牛)」でございますけれども、15ページの表10の下から、牛における単回静脈内投与の結果について、表11及び文章が追記されております。

食品健康影響評価につきましては、35ページをお願いします。

ADIにつきましては、0.0098 mg/kg 体重/日ということで変更はございません。

以上がフルニキシシでございます。

続きまして、資料4-6をお願いいたします。動物用医薬品の「フロルフエニコール」でございます。

まず、3ページの審議の経緯でございます。

フロルフエニコールにつきましては、2007年に評価を行っておりますが、今回は後ほど報告します新しい動物用医薬品の承認申請及び既に承認されております動物用医薬品の承認事項の変更ということがございまして、第2版の評価を行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。

「7. 開発の経緯及び使用状況等」でございますが、フロルフエニコールは広い抗菌スペクトルを持つ合成抗菌剤であり、国内では動物用医薬品として使用されております。

ページが変わりまして、今回、フロルフエニコール及びフルニキシシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤の承認申請及びフロルフエニコールを有効成分とする豚の経口投与剤の牛への適用拡大に伴う評価要請が厚生労働省からなされております。

なお、初版が2007年の作成ということで、評価書全体について記載の整備を行っておりますが、以下、今回の評価要請に伴い、新たに追加した試験を中心に御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

牛の薬物動態試験でございますが、下ほどから子牛に単回経口投与または単回筋肉内投与した試験を追記しております。

その結果は、次の10ページの表1から3にそれぞれ記載しております。

11ページをお願いいたします。

11ページから牛の残留試験がございますが、12ページの下ほどから子牛の残留試験を2試験追記しております。それぞれの試験結果は次の13ページの表4に示しておりますが、最終投与3日後には残留は認められていないという結果になっております。

食品健康影響評価でございますが、24ページをお願いします。

ADIを0.01 mg/kg 体重/日とする結論に変更はございません。

以上、2件につきまして、食品健康影響評価の結論に変更がないということから、改めて意見・情報の募集手続は行わずに、評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフルニキシンの一日摂取許容量を0.0098 mg/kg 体重/日と設定する。

フロルフェニコールの一日内摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(5) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、概要について御説明いたします。

資料5の4ページをお開けいただけますでしょうか。

先ほど説明がございましたが、本製剤の主剤でありますフロルフェニコール及びフルニキシンは、既に食品安全委員会においてADIが設定されています。主剤の各単剤と本製剤の薬物動態の比較において、配合剤の体内動態に相互作用は認められませんでした。また、

本製剤の毒性はフルニキシシメグルミン及びフロルフェニコールの両方に起因するものであると判断されました。

本製剤に使用されている添加剤については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられました。

本製剤の臨床用量における残留試験では、フロルフェニコールが投与45日後においても投与部位、筋肉及び腎臓でそれぞれ0.06 $\mu\text{g}/\text{g}$ 検出されております。

一方、フルニキシシメグルミンは、投与15日後以降には検出限界未満となっております。本製剤の牛における安全性試験及び臨床試験については、投与した牛に対する安全性に問題となる影響はないと考えられました。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとしています。

なお、本製剤の使用に当たって、フロルフェニコールがチアンフェニコール系合成抗菌剤でありますことから、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の結果も踏まえる必要があることをあわせて記載してあります。

詳しくは事務局より説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 続きますので、5ページをお願いいたします。

評価対象動物用医薬品の概要でございますが、主剤はフロルフェニコール及びフルニキシシメグルミンで、2及び3にございますように、牛の発熱を伴う細菌性肺炎に関して、1回皮下注射するというものでございます。

7ページをお願いいたします。

「II. 安全性に係る知見の概要」でございます。

「1. ヒトに対する安全性」につきまして、両剤のADIにつきましては先ほど御説明したとおりでございます。

「③ 本製剤を用いた薬物動態試験（牛、皮下投与）」でございますが、8ページの表2にパラメーター、表3に分布、9ページの表4に排泄率をそれぞれまとめております。

「d. 単剤投与時との比較」といたしまして、本製剤の皮下投与時の血漿中濃度、体内分布、排泄はフロルフェニコールの単剤の皮下または筋肉内投与、またはフルニキシシメグルミンの単剤の静脈内投与のときと類似しており、配合剤の薬物動態に相互作用は認められませんでした。

10ページ、④の急性毒性試験でございます。

結果が表7にまとめられております。本試験で見られた毒性は両剤に起因するものというように判断されております。

また、次のページ、添加剤でございますが、食品添加剤や医薬品に使用されており、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分と

して摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられるとしてございます。

その下「2. 残留試験」として2試験を記載しております。結果は表8から表11までにまとめられております。フロルフェニコールについては、投与45日後において、腎臓及び投与部位筋肉を除く部位におきまして検出限界未満という結果でございます。また、フルニキシンのつきましては、投与15日後で検出限界未満といった結果になってございます。

13ページから「3. 牛に対する安全性」でございますが、臨床用量の投与では、臨床部位に腫脹や硬結などの変化が見られております。それ以外に有害事象は認められておりません。

16ページから食品健康影響評価でございますが、結論は山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件に関しまして、明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。なお、本評価書案には、先ほど評価結果を御了承いただきました動物用医薬品評価書「フロルフェニコール」の第2版、同じく動物用医薬品評価書の「フルニキシンの」第4版を添付いたします。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にありませんでしょうか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年7月分）について

○佐藤委員長 次の議事でございますが「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年7月分）について」です。

事務局から御報告ください。

○木下リスクコミュニケーション官 それでは、お手元の資料6を用いまして御報告申し上げます。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等、7月分でございます。

7月中に68件の問い合わせをいただきました。これは平年並みの数字でございます。内容も特に内訳のとおりでございます。

裏面をお願いいたします。

今回、2件御報告しようと思っっているのですが、まことに恐縮なのですが、タイプミスを発見いたしましたので、修正をお願いいたします。

下から5行目、真ん中以降でございます。「中心温度63℃、30分」と書くつもりが「65℃」と書いてしまいました。「63℃」に修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

さて、2件御紹介いたします。

1件は【メチル水銀】でございます。

この方は、お子様の離乳食として、マグロやブリを与えていた。妊娠中だけではなくて乳児の離乳食についてもメチル水銀を注意した方がいいのかな、どうかなという御心配をされているということでした。

食品安全委員会で評価いたしておりまして、それをもとに御回答申し上げております。

メチル水銀は、胎盤を通じて胎児へ移行し、中枢神経系へ影響を及ぼす。よって、考慮すべきハイリスクグループとして、胎児といたしまして耐容週間摂取量を定め、それを食べる妊娠している方もしくは妊娠している可能性のある方を多少としているのですよということを申し上げました。

一方、乳幼児については、成人と同様に排泄機能があるということ、また、脳への作用も成人に近いということを申し上げて、ハイリスクグループではないですよと申し上げました。

御心配されておられましたので、魚介類も含めてバランスよく離乳食を与えるということでもよろしいのではないかと。そのために厚生労働省などの離乳食に関するホームページなども参考にされたらどうかということをお願いいたします。

もう一点【豚肉・トキソプラズマ】についての御質問でございます。

この方は、豚肉の調理をしたのですけれども、加熱が十分ではなかったかなと心配だなと。トキソプラズマがいるということを知ったのだということで、それについて伺いたいという御質問でございました。

豚の食肉及び内臓については、E型肝炎ウイルスであるとか、細菌、サルモネラ等々、また、寄生虫などの食中毒の原因になる有害要因が存在していると考えられますよと、存在する可能性があると考えられます。

また、トキソプラズマについては、原虫に妊婦が感染する流産を引き起こすなどの報告がございますということをお願いして、また、日本では現在のところ、トキソプラズマを原因とした食中毒の報告はありませんということをお願いして、トキソプラズマ以外にもE型肝炎、サルモネラ等に汚染されている可能性があるため、十分に加熱は必要ですよということ。63℃、30分ですとかということも申し上げて、調理の際に調理器具の交差汚染なども注意しましょう。また、抵抗力の弱い高齢者ですとか、小児ですとかについても一層注意を必要ですねということ。また、当委員会、厚生労働省のホームページに豚の食肉について情報を掲載しているため、ご覧くださいということをお願いしました。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

これは原虫が「コクジウム」というのは「コクシジウム」。

○木下リスクコミュニケーション官 訂正いたします。

○佐藤委員長 「コクシジウム」が正しいのですか。では、訂正をお願いいたします。

ほかはよろしいですか。

○熊谷委員 間違いではないのですけれども、トキソプラズマのところでは2段落目「しかし日本では」となっていますけれども、むしろ、日本ではと始まって、しかし、トキソプラズマは原虫であるコクシジウム的一种で何々、報告があるという方が啓発するにはいいのかなという気はするのです。

○木下コミュニケーション官 分かりました。順番を逆にいたします。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(7) その他

○佐藤委員長 ほかに何か議事はございますでしょうか。

○山本総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週8月25日火曜日14時から開催を予定しております。

また、19日水曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、20日木曜日に「動物用医薬品専門調査会」が13時30分から公開で、14時15分から非公開で、来週24日月曜日10時から「肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会」、いわゆる薬剤耐性菌に関するWGでございますが、これが公開で、14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開でそれぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第573回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。